

# 災害により被害を受けられた方へ ～県税の減免等のご案内～

三重県

## 1 県税の減免について

いったん課税された税金のうち、まだ納期限のきていない税金について、被災の程度によって軽減または免除される場合があります。それぞれ一定の基準が設けられています。

- ・個人県民税—個人の市町村民税が減免されたときに、県民税についても同じ割合で減免されます。市町にお問い合わせください。
- ・個人事業税—事業用資産や生活に必要な資産について損害を受けた場合には、減免の措置があります。
- ・不動産取得税—災害によって滅失、損壊した不動産に代わる不動産を3年以内に取得したとき、不動産を取得した日から6か月以内に災害により不動産が滅失、損壊したときには減免の措置があります。
- ・自動車取得税—災害により滅失または損壊（修理不可能なものに限る。）した自動車に代わる自動車を、災害を受けた日から3か月以内に取得したときには減免の措置があります。自動車税事務所にお問い合わせください。
- ・自動車税—災害により損壊した自動車を復元するために要する費用が、代わりに同種同型の新車を購入する場合の購入価格の1/5を超えるときには、減免の措置があります。自動車税事務所にお問い合わせください。

（注1）自動車税については、災害を受けた日の属する当該年度分が対象となります。

（注2）自動車取得税及び自動車税に係るものについては、交通事故を除きます。

上記以外にも減免措置のある県税がありますので、最寄りの県税事務所へお問合せください。

## 2 納税の猶予について

災害により、一時に納税ができないときには、申請により1年以内の期間に限り納税を猶予する制度です。この場合、災害による猶予期間の延滞金が免除されます。

## 3 お問い合わせ先（申請には、り災証明等の添付書類が必要ですので、事前にお問い合わせください。）

県税事務所	所 管	電 話 番 号	
		減免制度	納税の猶予
桑名県税事務所	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡	0594-24-3613～3614	0594-24-3611～3612
四日市県税事務所	四日市市、三重郡	059-352-0576～0577	059-352-0575
鈴鹿県税事務所	鈴鹿市、亀山市	059-382-8662	059-382-8660～8661
津総合県税事務所	津市	059-223-5024～5027	059-223-5020～5022,5033
松阪県税事務所	松阪市、多気郡	0598-50-0511	0598-50-0510
伊勢県税事務所	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡	0596-27-5129,5132	0596-27-5127
伊賀県税事務所	名張市、伊賀市	0595-24-8024	0595-24-8020
紀州県税事務所	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡	0597-23-3419	0597-23-3417,3420
	熊野市、南牟婁郡	0597-23-3419	0597-89-6109
自動車税事務所	県内全域（自動車取得税及び自動車税の減免のみ）	059-223-5042～5043	